

内閣参質第三六号

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員青山正一君提出水産物の統制撤廃に關連して統制水産物の売買代金決済の澁滞に對する措置その他に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員青山正一君提出水産物の統制撤廃に關連して統制水産物の売買代金決済の澁滞に

對する措置その他に關する質問に對する答弁書

一 水産庁長官よりの通牒に基き都道府県知事が取扱機關の登録取消又は營業停止の処分をした事例はいまだないが、代金支拂の澁滞している者に對する出荷又は配給割当を差し止め支拂促進の措置を講じその目的を達しつつある。

二 水産物の配給統制並びに価格統制は四月一日から全面的に撤廃する。

三 取扱機關の未決済金について政府が支拂保証をするような措置はとらないが、統制撤廃後も従来取扱機關であつた者が取扱ができるように流通機構を確立するとともに、その取扱業者に對する金融も従来通り実施するよう必要な措置を講じ未決済金の支拂を促進してゆきたい。

四 統制の事務に従事していた職員中、本省の出先機關の職員は本省に復歸し又は本省の他の出先機關に配置轉換する措置を既に終了しており、都道府県の職員は当該都道府県内において配置轉換を実施しつつある。